

一般職の退職手当の支給水準の引き下げについて

1 職員の退職手当に関する条例の改正
 官民比較の調査結果を踏まえた国家公務員退職手当法の改正に準じて、県職員の退職手当の支給水準を段階的に引き下げることを内容とする一部改正条例が平成 24 年 12 月県議会で可決・成立。平成 25 年 3 月 1 日から施行。

2 国の改正
【官民比較調査】
 平成 24 年 3 月に人事院から、民間の企業年金及び退職金の調査の結果、年金及び退職一時金を合わせた退職給付総額で公務が 4,026 千円上回り、官民均衡の観点から、民間との較差を埋める措置が必要との見解が示された。
【国の改正】
 人事院による官民比較調査結果及び見解並びに「共済年金職域部分と退職給付に関する有識者会議」の報告を踏まえ、退職手当の支給水準の引き下げの措置を講ずるための国家公務員退職手当法の一部改正法が平成 24 年 11 月 16 日に成立し、26 日に公布された。
 ◆退職手当の支給水準を 14.9%引き下げ（平成 25 年 1 月 1 日～26 年 7 月 1 日 段階的引き下げ）

3 条例改正の概要
 (1) 国家公務員退職手当法の改正に準じて条例上設けられた「調整率」を段階的に引き下げ

期 間	調整率	(参考) 国の期間
改正前	104/100	
H25. 3. 1 ~ H25. 12. 31	98/100	H25. 1. 1 ~ H25. 9. 30
H26. 1. 1 ~ H26. 12. 31	92/100	H25. 10. 1 ~ H26. 6. 30
H27. 1. 1 以降	87/100	H26. 7. 1 以降

退職手当の算定方法
 退職手当の額 = 基本額((給料月額 (× 割増率) × 支給率 ※) + 調整額
 ※ 支給率 = 条例(第3条～第5条)の規定により算出した率 × 調整率
 (改正前の例) 勤続 35 年で定年退職 [本則] 57.00 × [調整率] 104/100 = 59.28

(2) 施行期日 : 平成 25 年 3 月 1 日 (第 1 段階の引き下げを開始)
 ※ 国家公務員退職手当法は、平成 25 年 1 月 1 日施行

○知事部局の定年退職者の平均支給額と影響額(推計値)

対象者	平均(改正前)	平均(改正後)	影響額	総影響額
平成 24 年度末退職者	2,512 万円	2,376 万円	▲136 万円	▲1億 3,168 万円
平成 25 年度末退職者	2,521 万円	2,249 万円	▲272 万円	▲2億 5,004 万円
平成 26 年度末退職者	2,303 万円	2,120 万円	▲183 万円	▲3億 9,080 万円

○これまでの県の調整率引き下げの推移

S47.12 ~ 120/100	→	S57.4 ~ 117/100	→	H16.1 ~ 107/100	→	H25.3 ~ 98/100
		S58.4 ~ 113/100		H17.1 ~ 104/100		H26.1 ~ 92/100
		S59.4 ~ 110/100				H27.1 ~ 87/100